



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 891 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (NPO協働推進課)
- 892 和歌山県長寿祝金支給要綱(昭和49年和歌山県告示第562号)の一部改正 (長寿社会推進課)
- 893 救急病院の認定 (医務課)
- 894 貸金業の業務の停止 (商工観光労働総務課)
- 895 貸金業の登録の取消し (")
- 896 平成19年度企業立地広報業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (企業立地課)
- 897 保安林予定森林 (森林整備課)
- 898 " (")
- 899 保安林の指定 (")
- 900 " (")
- 901 海岸保全区域の指定 (漁港課)

○ 公安委員会告示

- 32 警備員指導教育責任者講習の実施

○ 公告

- 軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課)
- 入札公告 (企業立地課)
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- " (")

○ 諸報

- 拾得物件公告 (和歌山県御坊警察署)
- 平成19年度行政書士試験の実施 (財団法人行政書士試験研究センター)

告 示

和歌山県告示第891号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年8月28日まで縦覧に供する。

平成19年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成19年6月28日

2 名称

特定非営利活動法人デイケアハウスなごみ

3 代表者の氏名

原富子

4 主たる事務所の所在地

田辺市文里1丁目31番7号

5 定款に記載された目的

この法人は、介護が必要な高齢者・乳幼児に対して、在宅支援サービスに関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第892号

和歌山県長寿祝金支給要綱(昭和49年和歌山県告示第562号)の一部を次のように改正する。

平成19年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

題名を次のように改める。

和歌山県長寿祝品贈呈要綱

第1条中「和歌山県長寿祝金(以下「長寿祝金」という。)を支給」を「和歌山県長寿祝品(以下「長寿祝品」という。)を贈呈」に改める。

第2条の見出しを「(長寿祝品の贈呈)」に改め、同条中「長寿祝金」を「長寿祝品」に、「支給」を「贈呈」に改める。

第3条を削る。

第4条第1項中「長寿祝金支給対象者名簿」を「長寿祝品贈呈対象者名簿」に改め、同条第2項中「第2条」を「前条」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「長寿祝金の支給」を「長寿祝品の贈呈」に改め、同条を第4条とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

和歌山県告示第893号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成19年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名 称	所 在 地	有効期限
独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	田辺市たきない町27番1号	平成22.6.30

和歌山県告示第894号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成19年7月6日から平成19年9月18日までの間の75日間、貸金業の業務を停止する(ただし、停止する業務は、弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除いたものすべてとする。)ことを、平成19年7月2日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 商号又は名称 マイニチファイナンス
- 2 氏名 岩橋貞彦
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市四番丁48番地
- 4 登録番号 和歌山県知事(N3)第01245号
- 5 登録年月日 平成17年9月3日

和歌山県告示第895号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第37条第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 商号又は名称 コスモファイナンス
- 2 氏名 岡本進夫
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市栄谷36番地の11
- 4 登録番号 和歌山県知事(N1)第01429号
- 5 登録年月日 平成19年2月8日
- 6 行政処分の年月日 平成19年6月29日
- 7 行政処分の内容 登録の取消し
- 8 行政処分の理由 貸金業の規制等に関する法律第37条第1項第6号に該当するため

和歌山県告示第896号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成19年度企業立地広報業務委託に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間
 - (1) 業務の名称
平成19年度企業立地広報業務
 - (2) 契約期間

契約日から平成20年3月31日まで

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 営業概要書
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- エ 印鑑証明書
- オ 使用印鑑届
- カ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する市町村民税
 - (エ) 法人市町村民税(営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する法人市町村民税)

- ク 誓約書
- ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1)のイからクまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県の定める「情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格」を有し、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、オ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成19年7月10日(火)から平成19年7月17日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に、4に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成19年7月17日(火)までの間に和歌山県商工観光労働部企業立地局企業立地課に対して電話又は書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査申請書類の受付期間

2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年7月10日(火)から平成19年7月17日(火)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間、4に掲げる場所で受け付ける。

4 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県商工観光労働部企業立地局企業立地課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2753(直通)

ファクシミリ番号 073-422-1933

5 競争入札参加資格者の資格

この競争入札に参加することができる者は、平成19年7月10日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 和歌山県内に本社、本店、営業所又は支店を有する者であること。
- (6) インターネットを利用した広告掲載の実績を有する者であること。

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年7月25日(水)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明は、平成19年8月3日(金)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は配達記録郵便により提出するものとする。
- (4) 説明については、平成19年8月3日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、4に掲げる場所とする。

和歌山県告示第897号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡広川町大字前田字串子口503の1、504の1、504の2、字葛箆河648の11、649の1、652、653、大字下津木字前垣内2134の2、2135
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立

木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第898号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字公門原1201の3、1209の1、1209の2、1209の4から1209の6まで、1210の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第899号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町栗栖川字平原851の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第900号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町真砂字汐見横手455の1、455の2、455の7、455の10

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第901号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成19年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 海岸の名称

和歌山県紀州灘沿岸唐尾漁港地区地先海岸

2 指定場所

和歌山県有田郡広川町大字唐尾及び西広地先

3 点の位置

1 北緯34度00分21秒7338 東経135度08分26秒0204の地点

2 北緯34度00分23秒3544 東経135度08分25秒4578の地点

3 北緯34度00分29秒2183 東経135度08分36秒2936の地点

4 北緯34度00分22秒0846 東経135度08分45秒1662の地点

5 北緯34度00分20秒7523 東経135度08分51秒2056の地点

6 北緯34度00分28秒5918 東経135度09分03秒1276の地点

7 北緯34度00分34秒2480 東経135度09分02秒5654の地点

8 北緯34度00分35秒1881 東経135度08分46秒1001の地点

9 北緯34度00分43秒0973 東経135度08分46秒0210の地点

10 北緯34度00分46秒2632 東経135度08分36秒8063の地点

11 北緯34度00分48秒7782 東経135度08分38秒0523の地点

点

12 北緯34度00分53秒0868 東経135度08分47秒1327の地点

点

13 北緯34度00分44秒6771 東経135度08分51秒8567の地点

点

14 北緯34度00分41秒4614 東経135度08分50秒3743の地点

点

15 北緯34度00分37秒2622 東経135度09分05秒8047の地点

点

16 北緯34度00分33秒7830 東経135度09分06秒4888の地点

点

17 北緯34度00分34秒0154 東経135度09分05秒5604の地点

点

18 北緯34度00分33秒2134 東経135度09分05秒5932の地点

点

19 北緯34度00分33秒0306 東経135度09分06秒6367の地点

点

20 北緯34度00分26秒2940 東経135度09分07秒9613の地点

点

21 北緯34度00分15秒2601 東経135度08分48秒2726の地点

点

22 北緯34度00分18秒8417 東経135度08分37秒4194の地点

点

基点1 北緯34度00分17秒2914 東経135度08分42秒9602の地点

4 指定区域

点1から点21までの各点を順次結んだ線、基点1を中心とする半径150メートルの円のうち点21と点22を結ぶ陸域側の円弧及び点22と点1を結んだ線により囲まれた区域

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第32号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成19年7月10日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

1 講習に係る警備業務の区分、実施期間、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第3号の業務に係る警備員指導教育責任者講習(以下「特例措置講習(3号)」という。)	平成19年9月18日(火)から平成19年9月20日(木)までの3日間	和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛	60名
法第2条第1項第4号の業務に係る警備員指導教育責任	平成19年9月25日(火)から平成19年9月26日(水)まで	同上	同上

者講習(以下「特 例措置講習(4号)」という。)	の2日間		
---------------------------------	------	--	--

2 講習の対象者

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者とする。

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、下記の区分に応じた申出期間内に(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(受講受付専用電話:073-423-3344)に対し電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、受付を締め切る。

区 分	申 出 期 間
和歌山県内に所在する営業所に所属する者	平成19年8月6日(月)から平成19年8月10日(金)まで(各日とも午前10時から午後5時まで)
上記以外の者	平成19年8月8日(水)から平成19年8月10日(金)まで(各日とも午前10時から午後5時まで)

(2) 事前申出受付時の注意事項

- ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。
- ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと。(即答できない場合は、受け付けない。)
- エ この講習に関して不明な点がある場合は、7の問い合わせ先へ確認しておくこと。
- オ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受講希望者を受講予定者とする。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間

平成19年8月22日(水)から平成19年8月24日(金)までの間

(各日とも午前9時から午後5時まで)

(2) 提出方法等

3により、事前申出を受付された者は、(1)の提出期間内に、次に掲げる書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること(受講予定者自身が提出すること。)

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合、又は事前申出後において受講対象者の要件を満たしていないことが判明した場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)1枚をちょう付すること。

イ 旧資格者証の写し

(3) 手数料

手数料は、和歌山県証紙にて納付すること。

ア 特例措置講習(3号) 14,000円

イ 特例措置講習(4号) 10,000円

5 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
電話:073-423-0110(内線 3027・3028)

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成19年6月10日以降無効とする。

平成19年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業 種	記 号 番 号	有 効・期 間	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
ゴルフ場	和歌山県 第500211号	平成17年6月16日から 平成19年6月15日まで	伊都郡かつらぎ町神田166-6 紀伊高原株式会社	伊都振興局

入 札 公 告

平成19年度企業立地広報業務委託について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」とい

う。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 入札に付する事項

<p>(1) 事業年度及び役務番号 平成19年度企立第1号</p> <p>(2) 調達役務の名称 平成19年度企業立地広報業務</p> <p>(3) 調達役務の仕様等 仕様書による。</p> <p>(4) 調達役務の場所 和歌山県商工観光労働部企業立地局企業立地課が指定する場所</p> <p>(5) 契約期間 契約日から平成20年3月31日まで</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成19年和歌山県告示第896号に規定する平成19年度企業立地広報業務委託の入札参加資格を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階 和歌山県商工観光労働部企業立地局企業立地課</p> <p>(2) 期間 平成19年7月10日(火)から平成19年7月25日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで</p> <p>4 入札説明書等を交付する場所及び期間等</p> <p>(1) 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>(2) 期間 3の(2)に同じ。</p> <p>(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先 和歌山県商工観光労働部企業立地局企業立地課 電話番号 073-441-2753(直通) ファクシミリ番号 073-422-1933</p> <p>5 入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁1階総務事務集中課入札室</p> <p>イ 入札日時 平成19年8月8日(水)午後2時から</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) (1)の入札執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p>	<p>6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>7 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>8 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>10 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、和歌山県商工観光労働部企業立地局企業立地課の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者</p>
---	--

のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県商工観光労働部企業立地局企業立地課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県商工観光労働部企業立地局企業立地課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2753

ファクシミリ番号 073-422-1933

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田川町から、都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

吉備都市計画その他の教育文化施設(1号有田川町地域交流センター)

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田川町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

吉備都市計画公園(2・2・3号有田川町こども公園)

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

諸報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているの、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年7月10日

和歌山県御坊警察署長 宮崎見一

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金100,000円 (裸金)	平成 19年6月12日	御坊市蘭 (施設の駐車場内)

公 告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定による和歌山県知事の委任に係る平成19年度行政書士試験を次のとおり実施します。

平成19年7月10日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 池ノ内 祐 司

1 試験期日 平成19年11月11日(日) 午後1時から午後4時まで

2 試験場所 和歌山ビッグ愛 和歌山市手平2-1-2
JAビル 和歌山市美園町5-1-1

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数 46題)

憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成19年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数 14題)

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、(1)アの科目については択一式及び記述式、(1)イの科目については択一式とします。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成19年8月6日(月)から同年9月7日(金)まで

イ 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター
受験願書と一緒に配布する封筒を使用し、配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています)。平成19年9月7日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書一式(配布期間及び配布場所についてはオをご覧ください。)

エ 受験手数料 7,000円
受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

配布期間 平成19年8月6日(月)から同年8月31日(金)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。(平成19年8月31日までに必着のこと)

あて先 〒100-8779 東京中央郵便局留
財団法人行政書士試験研究センター

(イ) 窓口配布

配布期間 平成19年8月6日(月)から同年9月7日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

配布場所 財団法人行政書士試験研究センター(午前9時から午後5時まで)
県庁市町村課、各振興局総務室(午前9時から午後5時45分まで)
和歌山県行政書士会(午前9時から午後5時まで)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

(ア) 当センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料(7,000円)の払込みはクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC

(ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

(ア) 平成19年8月6日(月)午前9時から同年9月4日(火)午後5時まで

この出願システムは、平成19年9月4日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。

(イ) 最終日(平成19年9月4日)は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先(問い合わせ先)

財団法人行政書士試験研究センター
電話番号 03(5251)5600

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状況により必要な措置(点字試験を含む。)を講ずることがありますので、受験の申込みに先立って必ず財団法人行政書士試験研究センターへご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表日時 平成20年1月28日(月) 午前9時

(2) 合格発表の方法

財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送します。なお、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載します。

また、和歌山県庁本館2階掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、平成20年1月第5週発行の和歌山県報に掲載します。